

死刑執行に抗議する会長声明

2016年3月25日、大阪拘置所及び福岡拘置所において各1名に対して死刑が執行された。岩城光英法務大臣による2度目の執行であり、第2次安倍内閣以降、死刑が執行されたのは、9回目で、合わせて16名になる。

大阪拘置所において死刑が執行された者は、5人女性連続殺人事件と呼ばれる事件で死刑が確定した75歳の男性であった。2015年には「びょうきで字が思うように書けません。それにボケがすすんでむつかしいことが分かりません」とふるえる字で書いていた。福岡拘置所において死刑が執行された者は、看護師連続保険金殺人事件と呼ばれる事件で死刑が確定した女性であった。クリスチャンに改宗し一度は再審請求を行ったものの2015年に棄却され、その後は再審請求も恩赦請求もせず被害者の冥福を祈っていたとされる者であった。

日本弁護士連合会は、2015年12月9日、岩城法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めていた。このような状況における死刑の執行は極めて遺憾である。

2014年3月、静岡地方裁判所が袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在、東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが、もし死刑の執行がなされていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。袴田氏は48年ぶりに釈放されたが、その心身に不調を来しており、袴田事件は、えん罪の恐ろしさはもちろんのこと、死刑制度の問題点を浮き彫りにしている。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。死刑を存置している国は58か国であるが、2014年に実際に死刑を執行した国は更に少なく、日本を含め22か国であった。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中

で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみであるが、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国の19州は死刑を廃止しており、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年7月、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を含む勧告を行い、同年12月の国連総会においては、すべての死刑存置国に対する、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議が過去最高数の賛成多数で採択されている。

2014年11月に実施された死刑制度に関する政府の世論調査の結果、「死刑もやむを得ない」との回答が80.3%であったものの、そのうち40.5%は「将来的には、死刑を廃止してもよい」という回答であった。また仮釈放のない終身刑が導入されるならば、「死刑を廃止する方がよい」37.7%、「死刑を廃止しない方がよい」51.5%と回答している。この結果からも死刑廃止について議論する必要性があると言える。

当会は、これまでの死刑執行にも繰り返し抗議を重ね、2015年8月1日には「死刑事件から私たちが学ぶこと」と題する公開シンポジウムを開催して広く市民を交え死刑問題に関する理解と議論を深めてきたところ、この度の死刑執行に強く抗議するとともに、政府が速やかに死刑の執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止について全社会的議論を直ちに開始することを強く求めるものである。

2016年（平成28年）5月10日

宮崎県弁護士会

会長 大迫敏輝

